

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項の規定に基づき、県営土地改良事業（維持管理事業 羽布ダム地区）の変更後の土地改良事業の計画の概要につき岡崎市長、碧南市長、豊田市長、安城市長、西尾市長及び幸田町長と協議したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和 8 年 2 月 9 日までに岡崎市長、碧南市長、豊田市長、安城市長、西尾市長又は幸田町長に意見書を提出してください。

令和 8 年 1 月 13 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 書類の名称

土地改良事業計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 2 月 9 日（月）まで

3 縦覧の場所

岡崎市役所、碧南市役所、豊田市役所、安城市役所、西尾市役所及び幸田町役場

4 意見書の提出方法

書面にて直接岡崎市役所、碧南市役所、豊田市役所、安城市役所、西尾市役所又は幸田町役場へ提出